

川崎市上下水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程第6条

第1項第3号に規定する管理者が定める者に関する要綱

川崎市上下水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程（昭和47年川崎市水道局規程第18号）第6条第1項第3号に規定する管理者が別に定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 国又は他の地方公共団体に勤務する者
- (2) 管理者が前号に掲げる者に準ずると認める者

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。